

品川区における防災区民組織の育成に関する要綱

制定	昭和49年5月10日	区長決定
改正	昭和54年10月15日	
改正	昭和55年4月30日	
改正	昭和56年4月30日	
改正	昭和59年7月1日	
改正	昭和60年4月1日	要綱第84号
改正	昭和61年4月1日	要綱第52号
改正	平成元年4月1日	要綱第20号
改正	平成4年10月26日	要綱第99号
改正	平成21年3月24日	要綱第165号
改正	平成27年3月31日	要綱第305号
改正	平成29年2月3日	要綱第6号
改正	平成30年3月28日	要綱第99号
改正	令和元年5月23日	要綱第222号
改正	令和2年3月19日	要綱第32号
改正	令和2年9月15日	要綱第183号
改正	令和5年8月28日	要綱第169号
改正	令和7年3月25日	要綱第60号
改正	令和8年4月1日	要綱第105号

(目的)

第1条 この要綱は、区内関係防災機関の協力を得て、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第34条の規定に基づき、区民が町会（自治会などの団体を含む。以下同じ。）を母体として自主的に結成する防災区民組織の育成を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で防災区民組織とは、区民が町会を母体として自主的に結成する組織でその町会の存する区域内の全区民を構成員とするものをいい、その町会に在する区民消火隊・ミニポンプ隊は、防災区民組織内の防災部に位置づけるものとする。また関係防災機関とは、消防署、消防団および警察署をいう。

(育成・指導の基本的方針)

第3条 防災区民組織は、自主的に結成され運営されるべきものである。したがって、区および関係防災機関は、あくまでも地域の区民に対する防災意識の普及および高揚を図ることに主眼をおき、その結果として防災区民組織の結成が促進されるよう努めることを基本とする。

(対象)

第4条 育成、指導の対象は、各町会区域を単位とした区民とする。

(育成指導機関)

第5条 育成指導機関は、品川区および関係防災機関とする。

(育成指導の実施形態)

第6条 育成指導機関は、町会長および町会役員を対象に防災区民組織の重要性、必要性について啓もう活動を行う。

2 町会が既存組織を母体として、また既存組織に防災に関する新たな組織を加える等、防災区民組織の結成を図っていく過程において、育成指導機関の指導、協力を必要とする場合は、町会の要請に基づき防災区民組織の重要性、地震防災に関する知識等を内容とする説明会等を開催し、組織化の促進を図る。

3 既に防災区民組織を結成している町会に対しては、地震防災に関する知識の普及を図るために防災教室、防災訓練の実施および訓練内容の充実を図り組織の質的向上に努めるとともに、町会内における事業所、施設等の加わった町ぐるみの地域防災組織の確立を目指すものとする。

(組織の結成)

第7条 前条により防災区民組織を結成した町会は「防災区民組織の結成について」を区長に提出するものとし、これにより当該町会は防災区民組織を結成したものとする。

(防災資器材の支給)

第8条 区は、防災区民組織における応急対策の促進を図るため、組織結成時に必要な防災資器材を支給するものとする。

2 防災資器材の支給を希望する防災区民組織の長は、防災資器材支給申請書（第1号様式）を区長に提出するものとする。

3 防災資器材の支給を受けた防災区民組織の長は、防災資器材受領書（第2号様式）を提出しなければならない。

4 防災区民組織は、その活動に際し十分当該資器材を活用するとともにその良好な管理保全に努めなければならない。

(防災区民組織育成等助成金等の交付)

第9条 区は、防災区民組織の結成を促進するとともに、その運営の円滑化と組織の資質の向上を図り、また、地域特性に応じた防災資器材の整備を進めるため、予算の範囲内で防災区民組織育成助成金、区民消防隊助成金、ミニポンプ隊助成金、訓練助成金および防災活動助成金（以下これらを「防災区民組織育成助成金等」という。）を交付する。

(交付額)

第9条の2 防災区民組織育成助成金等は、別表の左欄に掲げる助成金の区分に応じ、同表中欄に掲げる交付対象に係る経費について、同表右欄に掲げる額と実支

出額を比較していずれか低い方の額を交付する。ただし、交付額は予算の範囲内を上限とする。

(交付手続)

第9条の3 防災区民組織育成助成金等の交付手続は、品川区町会・自治会に対する助成金（環境整備・地域コミュニティ活性化・防災）交付要綱（昭和60年品川区要綱第69号）により一括執行するものとする。

(助成金交付手続の委任)

第9条の4 前条に規定する助成金の交付手続に関する業務は、防災区民組織の長が当該防災区民組織の所属する町会の長に委任したものとみなす。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和49年5月10日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和54年10月15日から施行し、第8条の改正規定は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和55年5月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和56年5月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和59年7月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（平成4年10月26日第10条改正）

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和元年6月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年9月24日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年8月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、令和7年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。

2 適用日前に防災資器材整備助成金の額が確定している当該助成金の交付については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表（第9条の2関係）

区分	交付対象	交付額
防災区民組織育成 助成金	次の各号に掲げる経費 (1) 防災用資器材、装備品 および備蓄品の整備に要 する経費 (2) 機器の補修費 (3) 防災用印刷物の作成お よび配布に要する経費 (4) 防災訓練その他の防災 イベントに要する経費	結成年度は50円×世帯数 + 3万円、翌年度以降は25 円×世帯数+ 2万円
区民消火隊助成金		区民消火隊を有する場合 にあつては、1隊につき3 万円
ミニポンプ隊助成金		ミニポンプ隊を有する場 合にあつては、1隊につき 2万円
訓練助成金		防災訓練経費助成分とし て、訓練参加人数に応じて 区長が別に定める額
防災活動助成金		1組織につき10万円

備考 防災区民組織は、同一の防災用資器材、装備品または備蓄品の整備または購入に要する費用に対し、複数の助成金の交付を受けることができる。ただし、その交付額の合計額は、当該整備または購入に要する費用の額を上限とする。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長あて

組織名

代表者氏名

住所

電話 ()

防災資器材支給申請書

品川区防災区民組織における応急対策の促進を図るため、品川区における防災区民組織の育成に関する要綱第8条第2項に基づき、下記のとおり防災資器材の支給を申請します。

記

支給物品名	数量	備考
担架	基	
リヤカーまたは車椅子	台	
破壊工具セット	組	
防災服一式（役員用）	組	
のぼり旗	流	

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長あて

組織名

代表者氏名

住所

電話 ()

防災資器材受領書

下記のとおり防災資器材を受領したので、品川区における防災区民組織の育成に関する要綱第8条第3項に基づき、受領書を提出します。

記

支給物品名	数量	備考
担架	基	
リヤカーまたは車椅子	台	
破壊工具セット	組	
防災服一式（役員用）	組	
のぼり旗	流	